

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

多賀町は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

多賀町長

公表日

令和7年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務に関する事務
②事務の概要	・地方税法に基づき、軽自動車の所有者又は使用者に対する軽自動車税額を算出し、賦課徴収している。また、住民等からの申請に基づき、軽自動車税情報により、納税証明書・標識交付証明書・廃車証明書を発行している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①軽自動車台帳の管理 ②軽自動車税の賦課、減免、徴収 ③納税証明書、標識交付証明書、廃車証明書の発行 ④口座振替処理 ⑤過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理 ⑥督促及び催告処理 ⑦滞納管理、地方税法に基づく調査 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。
③システムの名称	軽自動車税システム 宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・軽自動車税情報ファイル ・宛名テーブル ・宛名履歴テーブル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務住民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	多賀町総務課 滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地 0749-48-8111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	多賀町総務課 滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地 0749-48-8111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	照会を行うときは、対象になる人物の名前、住所、生年月日、所有のナンバープレート、車体番号、類番番号が一致するかすべて確認したり、業務連携機能を都度活用することにより、同姓同名や似た条件との人物の間違えを防いでいるので十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない ☐ 十分に力を入れている ☐ 十分に力を入れている ☐ 十分に力を入れている	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ ☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 ☐ 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 ☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ 9) 従業者に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】 ☐ 十分である ☐ 十分でない ☐ 1) 特に力を入れている ☐ 2) 十分である ☐ 3) 課題が残されている	
判断の根拠	自分のパスワードは税務担当以外には教えない。パソコンから離れるときはログアウトを心掛ける。排他管理処理などで他者が同時ログイン、異動処理していた場合、アカウント持ち主に用途を聞くようにする。以上により対策は十分といえる。	

變更箇所

[illegible]